



平成 29 年 2 月 14 日

各 位

会社名 藤 田 観 光 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 瀬 川 章
(コード番号：9722 東証第一部)
問合せ先 取 締 役 企 画 グ ル ー プ 長 伊 勢 宜 弘
(TEL (03)5981-7703)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成29年3月28日開催予定の第84回定時株主総会（以下「本株主総会」という）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成29年7月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更（以下「本単元株式数変更」）することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本株主総会において、後記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の売買単位の水準を維持し、株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合（以下「本株式併合」という）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については株式併合の割合に応じて、440,000,000株から44,000,000株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成 29 年 7 月 1 日をもって、同年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主さまの所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③効力発生日における発行可能株式総数

44,000,000株（併合前：440,000,000株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めにより、本株式併合の効力発生日（平成29年7月1日）に上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年12月31日現在）	122,074,243株
併合により減少する株式数	109,866,819株
併合後の発行済株式総数	12,207,424株

(3) 併合により減少する株主数

平成28年12月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は以下のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	18,880名（100.0%）	122,074,243株（100.0%）
10株未満	352名（1.9%）	977株（0.0%）
10株以上	18,528名（98.1%）	122,073,266株（100.0%）

(注) 本株式併合を行った場合、現在10株未満の株主さま352名（所有株式数の合計977株）は、下記(4)の対応を行ったうえでその保有機会を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引されている証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合による影響等

本株式併合により発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(6) 併合の条件

本株主総会において本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、平成29年7月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、本株主総会において本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、平成29年7月1日をもって以下のとおり変更いたします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億4,000</u> 万株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,400</u> 万株とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

4. 日程

- 平成 29 年 2 月 14 日 取締役会（単元株式数の変更、株主総会招集決議）
- 平成 29 年 3 月 28 日 第 84 回定時株主総会（株式併合決議）
- 平成 29 年 7 月 1 日 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

（ご参考）

上記のとおり、本単元株式数変更および本株式併合の効力発生日は平成 29 年 7 月 1 日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における当社株式の売買は、同年 6 月 28 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の 100 株）にて行われます。

以 上

（添付書類）

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成29年7月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。あわせて、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の売買単位の水準を維持し、株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

A 4.

(所有株式数について)

株主さまの株式併合後の所有株式数は、平成29年6月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。なお、株式併合の結果、1株に満たない端株が生じた場合には当社が一括して処分し、その処分代金を端株が生じた株主さまに対して端株の割合に応じてお支払いさせていただきます。

(議決権数について)

株式併合によって株主さまの所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、株主さまの議決権数は変わりません。

具体的には以下のとおりとなります。

	効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式数
例 1	5,000株	5個	⇒	500株	5個	なし
例 2	2,300株	2個		230株	2個	なし
例 3	785株	なし		78株	なし	0.5株
例 4	6株	なし		なし	なし	0.6株

①例2および例3では、単元未満株式（効力発生後において例1では30株、例3では78株）がありますので、従前と同様にご希望により単元未満株式の買取または買増制度がご利用いただけます。

- ②例3および例4において発生する端数株式数（例3では0.5株、例4では0.8株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して端株の割合に応じて交付いたします。
- ③例4では、株式併合後に所有する株式数がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

Q 5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取または買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか？

A 6. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向などの他の要因を別にすれば、理論上は株主さまがご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合の結果、株主さまがご所有の株式数は併合前の10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q 7. 所有株式数が減れば、受け取る配当金が減りませんか？

A 7. 今回の併合により株主さまの所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主さまの受取配当金の総額が変動することはございません。

Q 8. 株主優待に変更はありませんか？

A 8. 単元株式数の変更および株式併合後においても、現在の株主優待制度を変わりなくご提供するため、株主優待券の配布基準となる所有株式数を以下のとおりといたします。

【平成29年6月末（現在の配布基準）】

所有株式数	配布枚数	
	株主優待券	提携施設株主優待券
1,000株～2,999株	10枚	3枚
3,000株～4,999株	20枚	6枚
5,000株以上	30枚	9枚

【平成29年12月末以降（単元株式数の変更および株式併合後）】

所有株式数	配布枚数	
	株主優待券	提携施設株主優待券
100株～299株	10枚	3枚
300株～499株	20枚	6枚
500株以上	30枚	9枚

Q 9. スケジュールはどのようになっていますか？

A 9. 次のとおり予定しております。

- 平成29年 2月14日 取締役会（単元株式数の変更、株主総会招集決議）
- 平成29年 3月28日 定時株主総会（株式併合決議）
- 平成29年 6月28日 100株単位での売買開始日
- 平成29年 7月 1日 単元株式数および株式併合の効力発生日

Q10. 株主自身で何か手続きは必要ですか？

A10. 特段の必要なお手続きはございません。なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取または買増のお手続きをご利用いただくことは可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して端数の割合に応じてお支払させていただきます。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記、株主名簿管理人にお問合せください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以 上